



- ※3 土地所有者が亡くなっている場合は、全ての法定相続人の署名・押印により代替が可能。代替する場合は、【土地所有者が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等 及び 法定相続情報一覧図】（法務局の認証文付きの法定相続情報一覧図の写しでも可）を提出してください。
- ※4 土地所有者が後見制度を利用している場合は、協定や承諾にあたって必要となる民法上の手続きを提示の上、担当者と協議し、必要書類を確認してください。

**認定にあたり、本リストに示したものの以外の資料を求めることもありますのであらかじめご了承ください。**